平成２７年（フ）第３９号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番25―409号
債務者　岡野　紀子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６号
札幌市白石区本通15丁目北３番24―206号
債務者　冨田　敬二
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２号
札幌市清田区平岡９条１丁目15番10号
債務者　岡田　末治
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８号
札幌市豊平区平岸２条13丁目３番14―610号
債務者　隈崎　直樹（旧姓羽鳥）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２号
札幌市北区北23条西８丁目１番13―101号
債務者　田川　由佳（旧姓青砥）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７号
札幌市南区中ノ沢１丁目10番２―202号
債務者　小林　冷子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４号
札幌市豊平区豊平８条10丁目１番８―303号
債務者　小野寺洋平
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６号
札幌市東区東雁来10条４丁目15番10号
債務者　川崎　直美（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１号
札幌市豊平区平岸３条９丁目15番７号　エターナルニシヤ15―81号
債務者　千葉　一樹
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４７号
札幌市豊平区美園７条３丁目３番６号　エリア美園Ⅰ―203号
債務者　太田智枝子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１号
札幌市東区北43条東15丁目２番28号　ハイツ43Ａ３号
債務者　綿貫　哲也
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７号
札幌市白石区南郷通１丁目北１番１―906号
債務者　宇野　啓子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９号
札幌市北区北35条西４丁目３番２号　ル・サーフ203号
債務者　山崎　章
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６号
札幌市白石区東札幌５条２丁目４番17号　ノースシティ東札幌２号
債務者　粟津　明
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３号
札幌市白石区平和通17丁目北３番21―301号
債務者　菊地　克夫
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１９号
札幌市中央区南７条西７丁目３番地１　第88松井ビル108号
債務者　八代　稔子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２２号
札幌市東区北22条東19丁目４番３号　プライムハウス金澤103号
債務者　酒井　優子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部